稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規

　（趣旨）

第１条　この内規は，稲敷たから音頭の普及を目的とした法被の貸出に関し，必要な事項を定めるものとする。

　（対象の法被）

第２条　貸出できる法被は，２０枚以内とする。

（使用の範囲）

第３条　法被は，稲敷たから音頭の普及を目的とした場合であって，次の各号のいずれにも該当しないと認めるときに限り，使用することができる。

（１）法令若しくは公序良俗に反し，又は反するおそれがあるとき。

（２）特定の個人，政党若しくは宗教団体を支援し，若しくは公認しているような誤解を与え，又は与えるおそれがあるとき。

（３）市の品位を傷つけ，又は傷つけるおそれがあるとき。

（４）営利を目的として使用するとき，又は使用するおそれがあるとき。

（５）法被の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

（６）その他市長が法被の使用について不適当であると認めるとき。

（使用の申請）

第４条　法被を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は，稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認申請書（様式第１号）に必要書類を添えて市長に提出し，承認を受けなければならない。

２　前項の申請書は，使用期日の１月前から１０日前までに提出しなければならない。

　（使用の承認）

第５条　市長は，第４条の規定により申請があったときは，その内容を審査し，承認をしたときは稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認通知書（様式第２号）を，承認をしなかったときは稲敷たから音頭普及に関わる法被使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の承認に際し，条件を付すことができる。

　（使用等）

第６条　前条第１項の規定により法被の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は，市から直接法被を借受け，直接返却することを原則とする。

２　使用料は，無料とする。

３　使用期間は，原則１４日以内とする。ただし，市長が特に認めたときは，この限りでない。

　（使用上の遵守事項）

第７条　使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）使用の承認を受けた目的のみ使用すること。

（２）法被を第三者に譲渡し，又は転貸しないこと。

（３）使用期間を遵守すること。

（４）法被が汚損しないよう努めること。

（５）その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

　（承認の取消）

第８条　使用者が，前条に定める事項を遵守しなかったとき，又はこの内規に違反したときは，その承認を取消し，稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認取消書（様式第４号）により当該使用者に通知するとともに，以後の使用は承認しないものとする。

２　前項の規定により，使用者に損害が生じても，市はその責めを負わない。

　（原状回復）

第９条　法被を破損又は著しく汚損した場合は，使用者の責任と負担により，修復又はクリーニングを行い，原状に復さなければならない。

　（免責）

第１０条　法被の使用により，使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては，市は一切その責めを負わない。

（その他）

第１１条　この内規に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

　この内規は，令和２年２月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認申請書

稲敷市長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　稲敷たから音頭普及に関し法被を使用したいので，稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規第４条第１項の規定により，下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名 |  |
| 行事内容 |  |
| 使用場所 |  |
| 使用期間 | 　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 使用枚数 | 　　　　　　　　　　　　枚 |
| 受取希望日時 | 　　　　　　年　　月　　日（　　　時　　分） |
| 返却予定日時 | 　　　　　　年　　月　　日（　　　時　　分） |
| 使用責任者 | 　　　　　　　　　　　　　　（℡） |
| 添付書類 | （１）使用予定の事業及び活動がわかるもの |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認通知書

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　稲敷市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　月　　日付けで申請のありました稲敷たから音頭普及に関する法被の使用について，稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規第５条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名 |  |
| 使用場所 |  |
| 使用期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 承認番号 | 　　　　第　　　号 |
| 使用条件 | （１）稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規を遵守すること。（２）使用後は，洗濯し折りたたんで返却し，法被使用状況写真を提出すること。 |

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

稲敷たから音頭普及に関わる法被使用不承認通知書

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　稲敷市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　月　　日付けで申請のありました稲敷たから音頭普及に関する法被の使用について，下記のとおり不承認としたので，稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規第５条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名 |  |
| 不承認の理由 |  |
| 備考 |  |

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

稲敷たから音頭普及に関わる法被使用承認取消書

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　稲敷市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　月　　日付けで申請のありました稲敷たから音頭普及に関する法被の使用については，下記の理由により使用の承認を取消しますので，稲敷市稲敷たから音頭普及に関わる法被貸出の取扱い内規第８条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名 |  |
| 取消理由 | 承認番号　　　第　　　号 |
| 備考 |  |

法被貸出名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 貸出日 | 返却日予　定 | 貸出枚数 | 残 | 団体名責任者 | 返却日 | 保管枚数 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |